

5分でわかる

あなたを守るDV防止法！

STOP



D V

熊本県警察本部
人身安全対策課

DV（配偶者からの暴力）とは？

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。



DV防止法における「配偶者」とは？

①婚姻の届出の有無を問いません

「配偶者」は、籍を入れていないものの婚姻関係にあると同様の「内縁関係」や「生活の本拠を共にする交際相手（同棲相手）」も含まれます。

②「元配偶者」「元内縁関係」「元生活の本拠を共にする交際相手（元同棲相手）」も含まれます

婚姻中に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合の「元・配偶者」（※内縁関係を解消し、離婚したのと同様の事情にある「元・内縁関係」や交際を解消した「元・生活の本拠を共にする交際相手」を含む）も、この法律の対象となります。

③性別を問いません

DV防止法の適用は男性・女性の別を問いません。

DVの種類

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞めるなど

精神的暴力

無視する、罵る、脅迫するなど

性的暴力

性行為の強要、避妊に協力しないなど

経済的暴力

生活費を渡さない、金を取り上げるなど

保護命令とは？

保護命令は、DV被害を防止するため、裁判官が加害者に発する命令のことです。保護命令の申立てをすることができる被害者は、配偶者からの

- ①身体に対する暴力を受けた者
- ②「生命・身体・自由・名誉・財産」に対する脅迫を受けた者

となります。

保護命令の種類は、次の3種類です。

退去等命令

- ・加害者に、被害者と住む住居から退去することを命じるものです。
- ・その間に、被害者が引っ越しをして安全な場所へ避難するための手助けとなります。

期間は2か月
(条件により6か月)

接近禁止命令

- ・加害者が、被害者やその子供、親族に近づくこと等を禁止する命令です。
- ・必要に応じ、被害者と同居する未成年の子供や被害者の親族等に対する接近禁止命令も発せられます。

期間は1年

電話等禁止命令

・加害者が、被害者やその子供に対し、次のことを行うことを禁止する命令です。

- ①面会の要求
- ②行動を監視していると告げる行為
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話・連続電話等
- ⑤夜間の電話等
(午後10時から午前6時まで)
- ⑥汚物等の送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害
- ⑨GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為
- ⑩GPS機器等を取り付ける行為



期間は1年



事例1

Aさんの交際相手Bは、束縛がひどく、交際中にAさんのスマホを取り上げるなどしていたほか、Aさんの髪をつかんで引きずり回すなどの暴力を日常的に加えていました。

Bは、いつも暴力を振るった後に一変し、泣きながら謝ってくるため、Aさんは、いつも同情して交際関係を続けていました。

しかし、Aさんの家族は2人の関係を心配し、Aさんに、Bと別れるように繰り返し説得していたところ、AさんはBとの別れを決意し、Bと別れることになりました。

それから数年後、Bが別の女性を殴り殺して逮捕されたニュースを見たAさんは、Bと別れていなければ、自分が被害者になっていたかもしれないと背筋が凍るような思いになりました。



教訓：「負のDVサイクル」。離脱しなければ被害は深刻に。

事例2

Cさんは、同棲中のDから日常的に暴力を受けていました。

それを知ったCさんの父親が心配して、警察への相談や実家への避難を勧めましたが、Cさんは「彼は根は優しい人。彼の理解者は私だけ。近くで支えてあげたい。」と言って、父親の言葉に耳を貸しませんでした。

その後もDによるCさんへの暴力はエスカレートし、激しい暴力を受けたCさんは、全身に大けがを負いながら、助けを求めて実家に避難し、その後、家族に連れられて警察に相談に行くことになりました。

Dはすぐに逮捕され、Cさんはその時、「警察に相談したら、彼氏から逃げるための対策を取ってくれた。もっと早く相談に行けばよかった。」と後悔し、今まで洗脳されていたことに気が付いたのでした。

教訓：暴力はやまない。早期事件化が解決の糸口に。

子供への心理的影響について

子供(18歳未満)が同居する家庭での配偶者に対する暴力や脅迫、暴言は、子供に著しい心理的影響を及ぼすものであり、このような行為は「心理的虐待」に当たり、「面前DV」と言われています。

面前DVによって起こる子供への影響として、例えば

○PTSD(心的外傷後ストレス障害)の症状が現れる

○将来その子ども自身がDVを起こす可能性がある

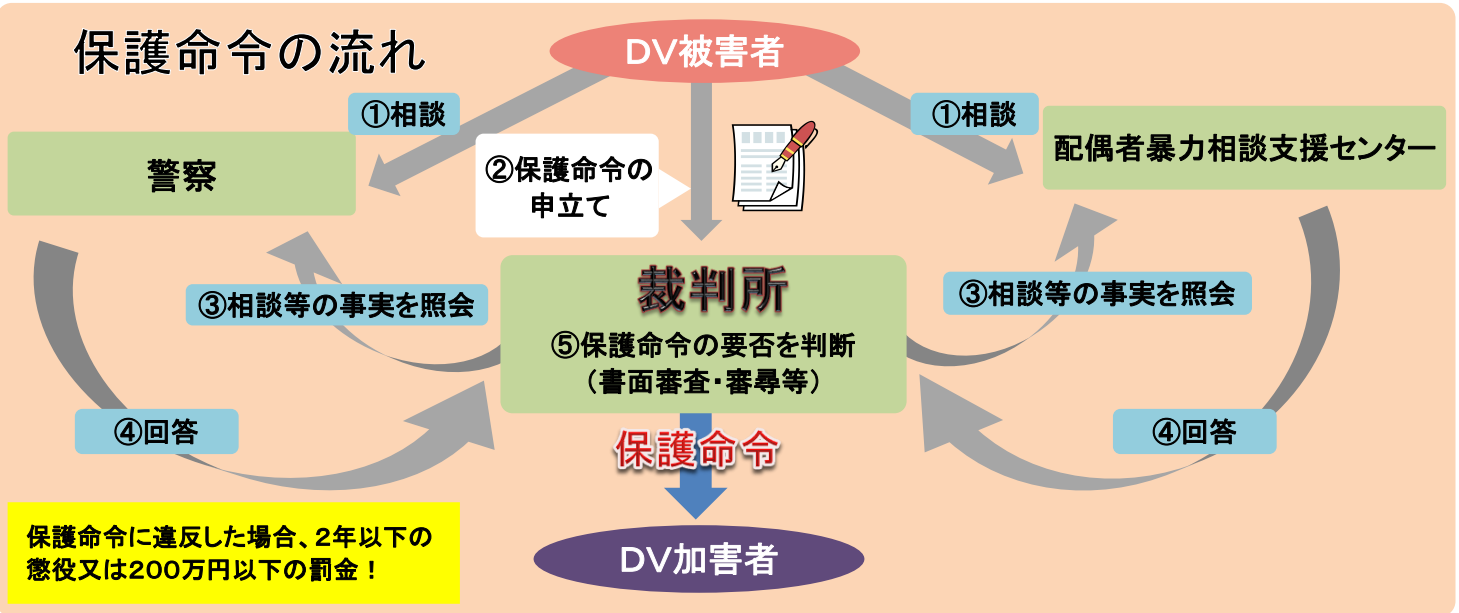
など、様々です。

下の絵を見てください。この絵を描いた子供は、どのような心理状態だったのでしょうか。



殺人犯逃

保護命令の流れ



各種相談機関について

加害者から危害が及ぶ危険があるなど緊急な場合は、一時的に避難(一時保護)することもできます。まずは警察・各相談機関にご相談下さい。

警察相談窓口一覧(24時間)

【相談機関】	【電話番号】	高森警察署	0967-62-0110
熊本中央警察署	096-323-0110	御船警察署	096-282-1110
熊本南警察署	096-326-0110	山都警察署	0967-72-0110
熊本東警察署	096-368-0110	宇城警察署	0964-33-0110
熊本北合志警察署	096-341-0110	八代警察署	0965-33-0110
玉名警察署	0968-74-0110	芦北警察署	0966-82-3110
荒尾警察署	0968-68-5110	水俣警察署	0966-62-0110
山鹿警察署	0968-44-0110	人吉警察署	0966-24-4110
菊池警察署	0968-24-0110	多良木警察署	0966-42-4110
大津警察署	096-294-0110	天草警察署	0969-24-0110
小国警察署	0967-46-2110	上天草警察署	0964-56-0110
阿蘇警察署	0967-35-5110	牛深警察署	0969-73-2110

各種DV相談対応機関

相談機関・電話番号	受付時間	発行 熊本県警察本部 人身安全対策課 住所 862-8610 熊本市中央区水前寺 6丁目18番1号 電話 096-381-0110 (代表)
内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ #8008	発信場所から最寄りの相談窓口に自動転送されます。ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。	
熊本県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) 096-381-7110	[電話相談] 月～金曜 午前8時30分～午後10時 土日祝 午前9時～午後10時	
	[来所相談] 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	
熊本県精神保健福祉センター (こころの健康相談電話) 096-386-1166	月～金曜 午前9時～午後4時 (祝日を除く)	
熊本県男女共同参画相談室らいふ 096-333-2666(月・火・木・金) 096-355-2223(土曜のみ)	[電話相談] 月・木～土曜 午前9時30分～午後4時 火曜 午前9時30分～午後7時30分	
熊本市DV相談専用電話 096-328-3322	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (祝日を除く)	
熊本県弁護士会法律相談センター 096-325-0009	予約受付 月～金曜 午前9時～午後5時 ※ 有料、要予約	